規則様式第１（第３条関係）

大規模小売店舗届出書

令和8年10月15日

大阪府知事　様

株式会社コスモス薬品
代表取締役　横山 英昭
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号

大規模小売店舗立地法第５条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　大規模小売店舗の名称及び所在地
　名　称：ドラッグコスモス高柳店
　所在地：寝屋川市高柳七丁目6番1

２　大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名
　又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
　別表１のとおり

３　大規模小売店舗の新設をする日
　令和9年6月16日

４　大規模小売店舗内の店舗面積の合計
　1,212㎡

５　大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数
(2) 駐輪場の位置及び収容台数
(3) 荷さばき施設の位置及び面積
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

６　大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

} 別紙のとおり

別　紙

大規模小売店舗立地法施行規則様式第１の５及び６に係る事項

5 (1) 駐車場の位置及び収容台数	□収容台数：40台（全体収容台数67台、うち、小売店舗用40台、従業員用27台） □位　　置：添付図面３のとおり
(2) 駐輪場の位置及び収容台数	□収容台数：35台（全体収容台数38台、うち、小売店舗用35台、従業員用3台） □位　　置：添付図面３のとおり
(3) 荷さばき施設の位置及び面積	□荷さばき施設の面積：32.0㎡ □位　　置：添付図面３のとおり
(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量	□保管施設の容量　：6.4㎥ （保管施設の面積：4.3㎡） □位　　置：添付図面３、５のとおり
6 (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	□開店時刻：　9時00分 □閉店時刻：20時50分 （詳細は別表１のとおり）
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯	□8時30分 ～ 21時00分 （詳細は別表２のとおり）
(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置	□出入口の数：1箇所 □位　　置：添付図面３のとおり
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	□6時00分 ～ 21時00分

添付書類－１（大規模小売店舗立地法第５条第２項関係①）

施行規則第４条の規定に基づく事項

<table>
<tr><td>主として販売する物品の種類（２号）</td><td>□別表１のとおり</td></tr>
<tr><td>建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（３号）</td><td>□添付図面３のとおり</td></tr>
<tr><td>必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠（４号）</td><td>□予測結果：必要収容台数 40台

□算出根拠：別表２に示すとおり</td></tr>
<tr><td>駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項（５号）</td><td>□別表３に示すとおり</td></tr>
<tr><td>来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法（６号）</td><td>□別表４に示すとおり</td></tr>
<tr><td>荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯（７号）</td><td>□荷さばきを行う自動車の台数
<table>
<tr><td></td><td>大型車
(台/日)</td><td>小型車
(2～4ｔ車)
(台/日)</td></tr>
<tr><td>昼間(6時～21時)</td><td>0</td><td>5</td></tr>
<tr><td>(昼間)(21時～22時)</td><td>0</td><td>0</td></tr>
<tr><td>夜間(22時～ 6時)</td><td>0</td><td>0</td></tr>
</table>
□荷さばきを行う時間帯：6時00分 ～ 21時00分</td></tr>
<tr><td>遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面（８号）</td><td>□遮音壁設置の有無：　有　・　無</td></tr>
</table>

添付書類－２（大規模小売店舗立地法第５条第２項関係②）

施行規則第４条の規定に基づく事項

<table>
<tr><td>冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面（９号）</td><td>□別添『騒音予測報告書』に示すとおり</td></tr>
<tr><td>平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠（10号）</td><td>□予測結果：下表のとおり
<table>
<tr><th rowspan="2">予測地点</th><th rowspan="2">用途地域</th><th colspan="2">予測結果(dB)</th><th colspan="2">環境基準(dB)</th></tr>
<tr><th>昼間</th><th>夜間</th><th>昼間</th><th>夜間</th></tr>
<tr><td>A（H=1.2m）</td><td rowspan="6">第二種中高層住居専用地域</td><td>50</td><td>41</td><td rowspan="6">55</td><td rowspan="6">45</td></tr>
<tr><td>A（H=4.2m）</td><td>50</td><td>42</td></tr>
<tr><td>B（H=1.2m）</td><td>46</td><td>37</td></tr>
<tr><td>B（H=4.2m）</td><td>46</td><td>37</td></tr>
<tr><td>C（H=1.2m）</td><td>46</td><td>37</td></tr>
<tr><td>C（H=4.2m）</td><td>46</td><td>37</td></tr>
<tr><td>D（H=1.2m）</td><td rowspan="6">近隣商業地域</td><td>42</td><td>31</td><td rowspan="6">60</td><td rowspan="6">50</td></tr>
<tr><td>D（H=4.2m）</td><td>42</td><td>31</td></tr>
<tr><td>D（H=7.2m）</td><td>41</td><td>31</td></tr>
<tr><td>E（H=1.2m）</td><td>41</td><td>29</td></tr>
<tr><td>E（H=4.2m）</td><td>41</td><td>29</td></tr>
<tr><td>E（H=7.2m）</td><td>41</td><td>29</td></tr>
</table>
※ H=1.2mは1階、H=4.2mは2階、H=7.2mは3階の高さ。
□算出根拠：別添『騒音予測報告書』に示すとおり</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠（11号）</td>
<td>□予測結果：下表のとおり
<table>
<tr><th>騒音発生源</th><th>予測地点</th><th>用途地域</th><th>予測結果
(dB)</th><th>規制基準
(dB)</th></tr>
<tr><td rowspan="19">設備騒音
（合成値）</td><td>a （H=1.2m）</td><td rowspan="3">第二種中高層住居専用地域</td><td>43</td><td rowspan="3">45</td></tr>
<tr><td>b （H=1.2m）</td><td>41</td></tr>
<tr><td>c （H=1.2m）</td><td>37</td></tr>
<tr><td>d （H=1.2m）</td><td rowspan="2">近隣商業地域</td><td>32</td><td rowspan="2">55</td></tr>
<tr><td>e （H=1.2m）</td><td>31</td></tr>
<tr><td>A （H=1.2m）</td><td rowspan="6">第二種中高層住居専用地域</td><td>41</td><td rowspan="6">45</td></tr>
<tr><td>A （H=4.2m）</td><td>42</td></tr>
<tr><td>B （H=1.2m）</td><td>37</td></tr>
<tr><td>B （H=4.2m）</td><td>37</td></tr>
<tr><td>C （H=1.2m）</td><td>37</td></tr>
<tr><td>C （H=4.2m）</td><td>37</td></tr>
<tr><td>D （H=1.2m）</td><td rowspan="6">近隣商業地域</td><td>31</td><td rowspan="6">55</td></tr>
<tr><td>D （H=4.2m）</td><td>31</td></tr>
<tr><td>D （H=7.2m）</td><td>31</td></tr>
<tr><td>E （H=1.2m）</td><td>29</td></tr>
<tr><td>E （H=4.2m）</td><td>29</td></tr>
<tr><td>E （H=7.2m）</td><td>29</td></tr>
</table>
※ 予測地点ａ、ｂ、ｃは敷地境界側、予測地点Ａ、Ｂ、Ｃは住宅等側の予測地点。
※ H=1.2mは1階、H=4.2mは2階、H=7.2mは3階、H=10.2mは4階、H=13.2mは5階の高さ。

□算出根拠：別添『騒音予測報告書』に示すとおり</td>
</tr>
<tr>
<td>必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠（12号）</td>
<td>□廃棄物等の排出量等の予測結果：5.7㎥／日

□算出根拠：別表５及び添付図面５に示すとおり</td>
</tr>
</table>

添付書類－３（その他指針に係る事項）

生活環境の保持に配慮した事項

【駐車場・駐輪場の需要に関して取り組む内容】

○駐車場および駐輪場について、『寝屋川市開発事業に関する指導要綱施行要領』の設置基準では、大規模小売店舗立地法に該当する場合には、立地法指針に基づく台数を確保するよう定められています。

○駐車場については、立地法指針により算出した小売店舗の必要収容台数40台を満たす40台（全体収容台数67台、うち、小売店舗用40台、従業員用27台）を確保します。

○駐輪場については、指針参考値（店舗面積35㎡当たり1台）により算出した小売店舗の必要収容台数35台を満たす35台（全体収容台数38台、うち、小売店舗用35台、従業員用3台）を確保します。

○身障者用駐車スペースは『福祉のまちづくり条例』を満たす2台を建物入口近くに設けます。

【歩行者の通行の利便性の確保、来店車両の交通整理等、交通安全に関して配慮する事項】

○駐車場出入口には一旦停止の標示やお客さまに注意を呼びかける看板（「左右安全確認」等）を設置し、出庫車両の飛び出しを抑制し、一般歩行者の安全確保に努めます。

○場内の路面には車両の誘導のための矢印を標示します。

○歩行者・自転車用出入口を設けます。敷地内には、カラー塗装等によって車路と区分された歩行者・自転車用の歩道を設け、歩行者・自転車の安全を確保します。

○歩行者と車両が交錯する箇所には横断歩道や一旦停止の路面標示を行います。

○オープン時や繁忙時には、駐車場出入口に交通整理員を配置し、来退店客車両の誘導と、一般歩行者の安全確保に努めます。

○駐車場出入口前面の道路は通学路に指定されていません。

○営業時間中の荷さばき車両の入出場時や作業中及び転回時等には、従業員により安全確認を行い、来退店客車両及び歩行者の通行の妨げとならないよう安全を確保します。また、作業員には、一旦停止及び場内徐行を厳守し、安全運転に努めるよう指導を徹底します。

○営業時間中、荷さばき車両及び廃棄物収集車両が場内で待機する際に来退店客車両の通行の妨げとならないよう計画します。

【来店車両の経路設定に関して配慮する事項】

○計画地の北方面は道路幅員が非常に狭いため、来店客車両は南方面からの右折入庫の案内とします。なお、オープン時や繁忙時には駐車場出入口に交通整理員を配置し、来店客車両の誘導に努めます。

○案内経路は、オープン時等の新聞折り込み広告に掲載し、お客さまに周知します。

【防災・防犯対策への協力に関して配慮する事項】

○『大阪府青少年健全育成条例』を遵守します。

○行政などから災害時の防災対策への協力要請があった場合には協力します。

○営業時間外は駐車場出入口等を施錠し、店舗関係者以外の立ち入りを禁止します。

○営業時間中は従業員が巡回し、不審者への声かけを行うなど、防犯対策に努めます。

○営業時間終了後は、防犯上必要な最小限の照明を点灯します。

【店舗から発生する騒音による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】

○夜間帯（21時から翌6時まで）における搬出入作業は行いません。

○荷さばき車両及び従業員車両に対しては、『大阪府生活環境の保全等に関する条例』に基づ

き、アイドリングを行わないよう指導を徹底します。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドア開閉」についても指導を徹底します。
○廃棄物収集車両に対しては、アイドリングを行わないよう指導を徹底します。また、「クラクション・空ぶかしの禁止」、「静かなドア開閉」についても指導を徹底します。
○作業員等には、作業時における騒音の低減に努めるよう指導します。
○早朝の荷さばき車両及び廃棄物収集車両に対しては、後進ブザー音を極力停止するように努めます。
○お客さまに対しては、『大阪府生活環境の保全等に関する条例』に基づき、駐車場内にアイドリング禁止の表示を行い周知します。また、駐車場内の表示には、「静かなドア開閉」及び「クラクション・空ぶかしの禁止」についても併記し、お客さまに協力を呼びかけます。
○設備騒音の発生源となる機器については、低騒音型の機器を導入します。また、定期点検を行い、異常騒音の発生防止に努めます。
○廃棄物を整理して保管することにより収集作業の効率を高め、短時間化を図ります。
○屋外に向けてのＢＧＭは流しません。

【廃棄物等について、適正処理、減量化、リサイクルに関する取り組み内容及び廃棄物の保管等による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】

○廃棄物保管施設は、必要保管容量（5.7㎥）を超える施設容量（6.4㎥）を確保します。
○一般廃棄物については、『寝屋川市一般廃棄物処理基本計画』に基づき、Reduce(発生抑制)、Reuse（再使用）、Recycle（再生利用）等に積極的に取り組むとともに、循環的利用に適さない物については適正に処理します。
○産業廃棄物（廃プラスチック、金属くず、ガラスくず等）については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』に基づき適正に保管するとともに、許可を受けた産業廃棄物処理業者に処分を委託します。
○搬入時に発生する梱包材は、可能な限り再利用に努めます。

【店舗から発生する悪臭による周辺の生活環境への影響に関して配慮する事項】

○廃棄物は屋内で保管します。さらに、生ごみはポリ袋で密閉した上で保管し、周辺への廃棄物等の臭いの拡散防止に努めます。
○廃棄物保管施設の内部及び周辺は、従業員により毎日清掃を行います。

【街並みづくり、景観に関して配慮する事項】

○敷地内には、『大阪府自然環境保全条例』の緑化基準を満たす緑地を設けます。
○敷地内は『寝屋川市緑の基本計画』に沿った計画をします。
○寝屋川市全域が「景観計画区域」に指定されています。
○計画地周辺の建物との調和に努め、『寝屋川市景観条例』および『寝屋川市屋外広告物条例』を遵守します。
○敷地境界に沿って緑地を配置し、沿道景観に配慮します。

【照明の配置に関して配慮する事項】

○店舗および駐車場の照明は下方照射とし、周辺住宅等へ光が差し込まないよう配慮します。
○営業時間終了後は、防犯上必要な最小限の照明を除き、速やかに消灯します。

【その他、配慮する事項】

○万一、苦情等があった場合には、誠意をもって対応いたします。

別表１

小売業者の名称	店舗面積	営業時間	主要販売品目	代 表 者	住　　所
株式会社 コスモス薬品	1,212㎡	9:00～20:50	医薬品、化粧品、食料品、日用雑貨等	代表取締役 横山 英昭	福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
合　計	1,212㎡	小売店舗に係る延床面積		1,500㎡	

○駐車場の必要収容台数を算出するための事項

（来客自動車の台数等の予測結果、根拠）

Ａ：店舗面積当たり日来客数原単位	1,063.6　人／1000㎡
Ｓ：店舗面積÷1000㎡	1.212
Ｂ：ピーク率	14.4　％
Ｃ：自動車分担率	70.0　％
Ｄ：平均乗車人員	2.00　人／台
Ｅ：平均駐車時間係数	0.611

市町村の人口	10万未満 ・ [10万以上40万未満] ・ 40万以上
出店地の区分	商 業 ・ [その他]
Ｌ：駅改札口からの直線距離	京阪本線 萱島駅から 約1,750ｍ

●必要収容台数：Ａ×Ｓ×（Ｂ÷100）×（Ｃ÷100）÷Ｄ×Ｅ＝　40 台

●設置予定の来客駐車場台数　１カ所／合計台数　40 台

●設置予定の来客駐輪場台数　１カ所／合計台数　35 台

（原動機付自転車を含む）

●設置予定の来客自動二輪車の駐車場台数　１カ所／合計台数　2 台

（位置ごとの台数）

区　分	図面位置	台　数	利用可能時間	摘　　要
駐車場	添付図面３	67台	8:30 ～ 21:00	小売店舗用：40台 従業員用：27台
合　　計	－	67台	－	－
駐輪場	添付図面３	38台	8:30 ～ 21:00	小売店舗用：35台 従業員用：3台
合　　計	－	38台	－	－

○上記の設定根拠及び指針に基づいて生活環境に配慮した事項について

・駐車場および駐輪場について、『寝屋川市開発事業に関する指導要綱施行要領』の設置基準では、大規模小売店舗立地法に該当する場合には、立地法指針に基づく台数を確保するよう定められています。

＜駐車場＞

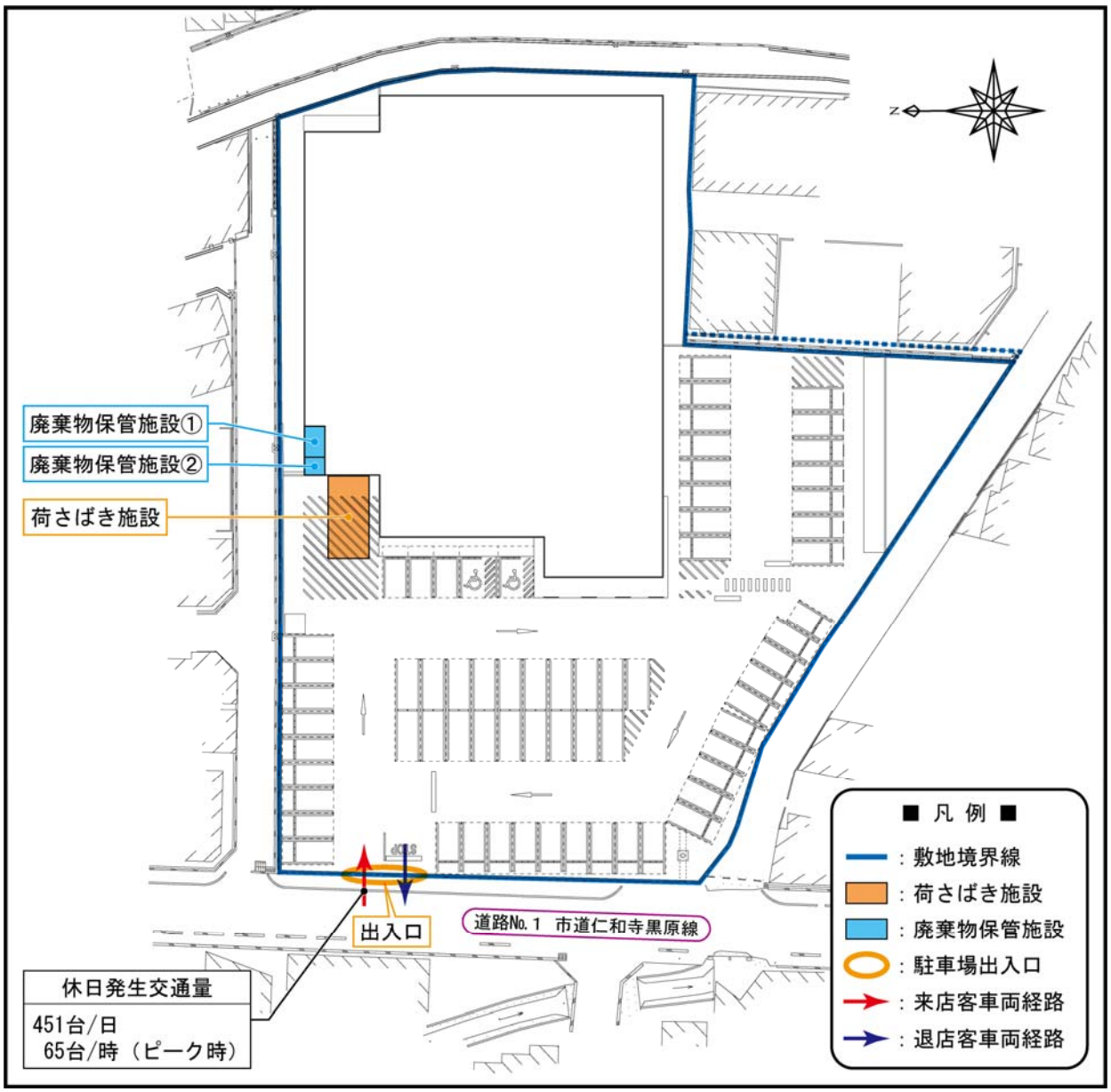
・駐車場については、立地法指針により算出した小売店舗の必要収容台数40台を満たす40台（全体収容台数67台、うち、小売店舗用40台、従業員用27台）を確保します。

・身障者用駐車スペースは、建物入口近くに設けます。

＜駐輪場＞

・駐輪場については、指針参考値（店舗面積35㎡当たり1台）により算出した小売店舗の必要収容台数35台を満たす35台（全体収容台数38台、うち、小売店舗用35台、従業員用3台）を確保します。

○駐車場の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
（駐車場の自動車出入口の形式、来客自動車の方向別台数予測等）



□駐車場出入口の数：出入口1箇所

□駐車場出入口形式：平面自走式（発券ゲートなし）

□来店客車両の方向別台数：
出入口：65台／時（451台／日）… 100.0%
（詳細は、別添『交通計画資料』参照）

□入庫処理能力：450台／時（指針参考値：発券ゲート、オペレータありで約8秒／台による）
必要駐車待ちスペース＝（当該入口の1分当たりの来台数×1.6－
当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数）×6m
出入口に必要な駐車待ちスペースは以下のとおり
・出入口：－34.6m（＝（65台/時÷60×1.6－450台/時÷60）×6m）

以上の計算により、出入口にはピーク時においても駐車待ちスペースは不要となります。

〇前記のように設定した理由、指針に基づいて生活環境に配慮した事項など

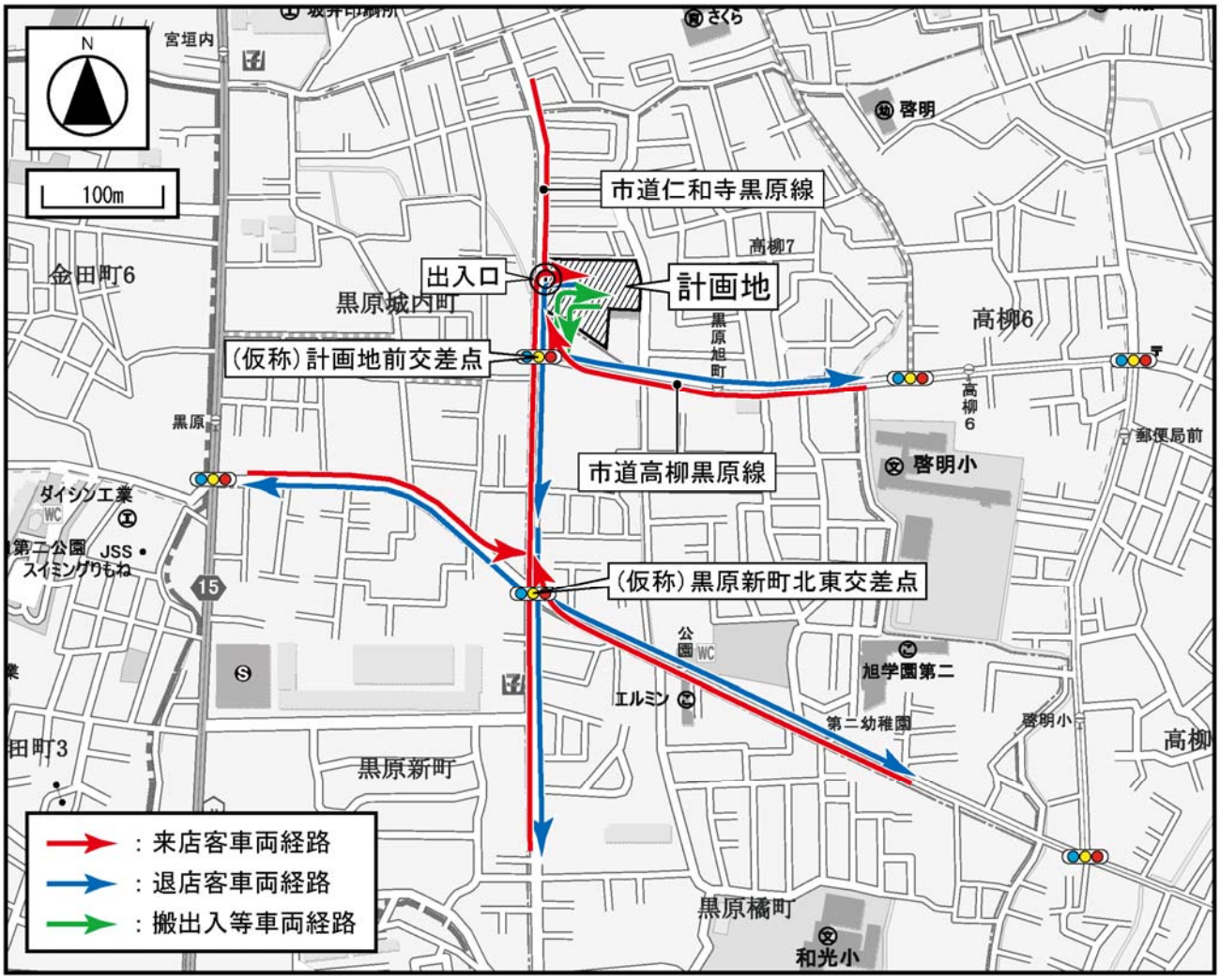
・オープン時や繁忙時には、駐車場出入口に交通整理員を配置し、来退店客車両の誘導と、一般歩行者の安全確保に努めます。
・荷さばき車両は5台／日（ピーク時：1台／時）、廃棄物収集車両は3台／日を計画しています。平均作業時間は、荷さばき車両は15分程度、廃棄物収集車両は5分程度です。
・荷さばき施設は4ｔ車1台が作業可能なスペースを確保します。
・営業時間中の荷さばき車両の入出場時や作業中及び転回時等には、従業員により安全確認を行い、来退店客車両及び歩行者の通行の妨げとならないよう安全を確保します。また、作業員には、一旦停止及び場内徐行を厳守し、安全運転に努めるよう指導を徹底します。
・営業時間中、荷さばき車両及び廃棄物収集車両が場内で待機する際に来退店客車両の通行の妨げとならないよう計画します。

〇荷さばき車両・廃棄物収集車両の計画

車種・大きさ	作業時間帯	車両台数	平均的な作業時間
荷さばき車両：2～4ｔ車	6:00 ～ 21:00	5台／日	15分
廃棄物収集車両	6:00 ～ 21:00	3台／日	5分

作業時間帯	荷さばき車両台数	廃棄物収集車両台数
6:00 ～ 7:00	0台	1台
7:00 ～ 8:00	0台	
8:00 ～ 9:00	1台	1台
9:00 ～ 10:00	0台	
10:00 ～ 11:00	1台	
11:00 ～ 12:00	0台	
12:00 ～ 13:00	1台	1台
13:00 ～ 14:00	0台	
14:00 ～ 15:00	1台	
15:00 ～ 16:00	0台	
16:00 ～ 17:00	0台	
17:00 ～ 18:00	0台	
18:00 ～ 19:00	0台	
19:00 ～ 20:00	0台	
20:00 ～ 21:00	1台	
合　計	5台	3台

○来客自動車を駐車場に案内する経路及び方法



□案内経路：上図のとおり
□周知方法：案内経路は、オープン時や売り出し日の新聞折り込み広告に掲載し、お客さまに周知します。

○上記のように設定した理由、指針に基づいて生活環境に配慮した事項など

・来店客車両（計画地直近を除く）には(仮称)黒原新町北東交差点、(仮称)計画地前交差点を経由して市道仁和寺黒原線を北進していただき、駐車場出入口より右折入庫していただきます。
・北方面（計画地直近）からの来店客車両には、市道仁和寺黒原線を南進していただき、駐車場出入口より左折入庫していただきます。
・東方面（計画地直近）からの来店客車両には、(仮称)計画地前交差点を経由して市道仁和寺黒原線を北進していただき、駐車場出入口より右折入庫していただきます。
・退店客車両には、駐車場出入口より左折出庫していただき、市道仁和寺黒原線を南進したのち、(仮称)計画地前交差点を経由して各方面へお帰りいただきます。
・オープン時や繁忙時には、駐車場出入口に交通整理員を配置し、来退店客車両の誘導と、一般歩行者の安全確保に努めます。

1) 廃棄物等の排出量の予測方法

①予測方法（該当する方法に○印を記入すること。）

(イ) 指針算定式　　ﾛ. 実績値からの予測(類似店舗 ・当該店舗)　　ﾊ. その他(　　)

2) 廃棄物等の排出量を予測するための条件

小売店舗面積	1,212㎡			
廃棄物等の種類	平均保管日数	指針算定式による予測の場合	実績値等からの予測の場合	
		比重(t/㎥)	実績値等(㎥/日)	見込み率(%)
紙製廃棄物等	1日	0.10		
金属製廃棄物等	1日	0.10		
ガラス製廃棄物等	1日	0.10		
プラスチック製廃棄物等	1日	0.01		
生ごみ等	1日	0.55		
その他の可燃性廃棄物等	1日	0.38		

3) 廃棄物等の予測排出量及び処分方法等

（端数処理：四捨五入）

廃棄物等の種類	予測排出量(㎥/日)			回収者	処分方法等
	種類別排出量	詳細な分別がある場合			
		分別項目	内訳別排出量		
紙製廃棄物等	2.5	－	－	リサイクル業者	再資源化
金属製廃棄物等	0.1	－	－		
ガラス製廃棄物等	0.1	－	－		
プラスチック製廃棄物等	2.4	－	－		
生ごみ等	0.4	－	－	許可業者	焼却処分
その他の可燃性廃棄物等	0.2	－	－		
合計	5.7	－	－	－	－

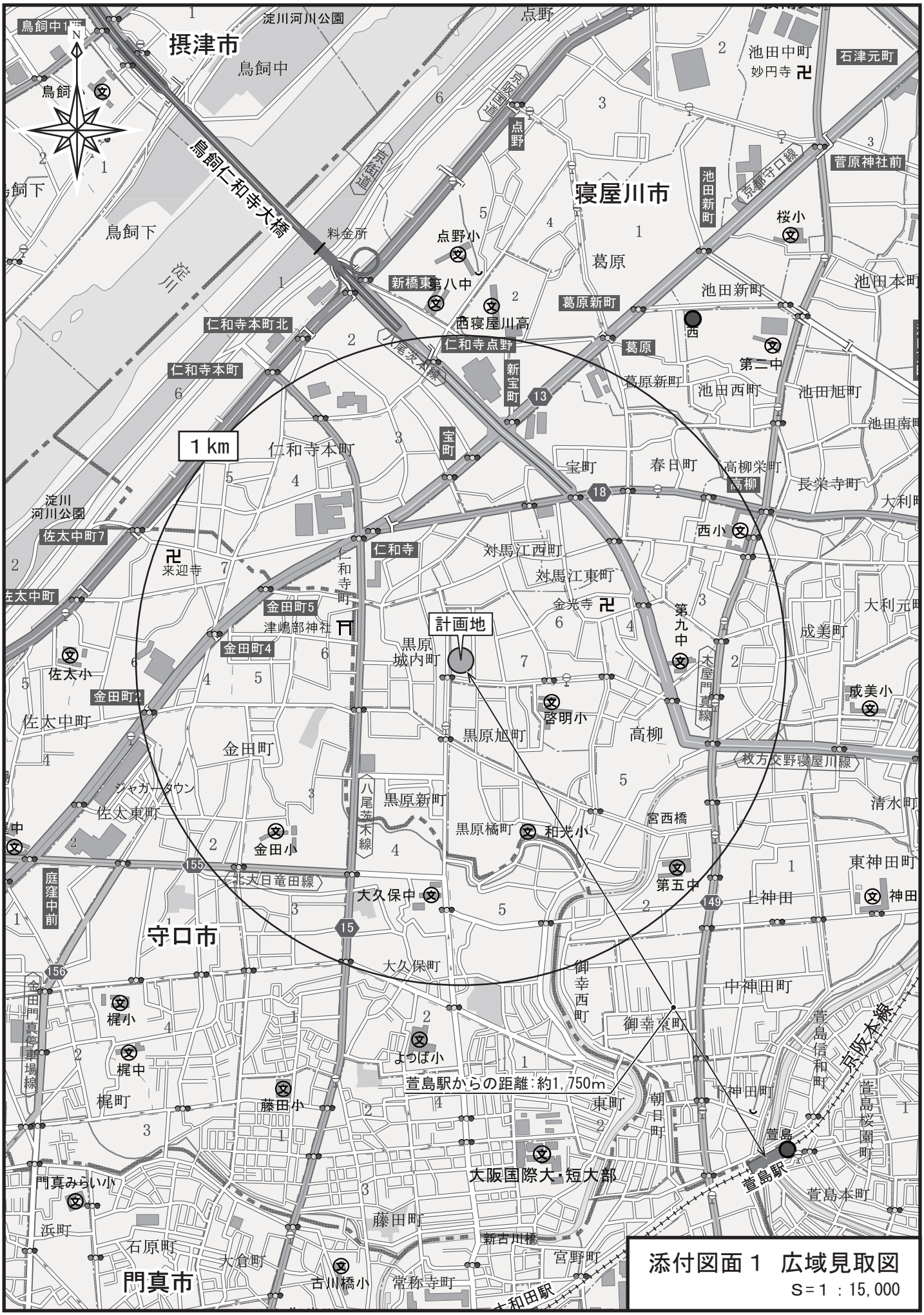
別表５（うら面）

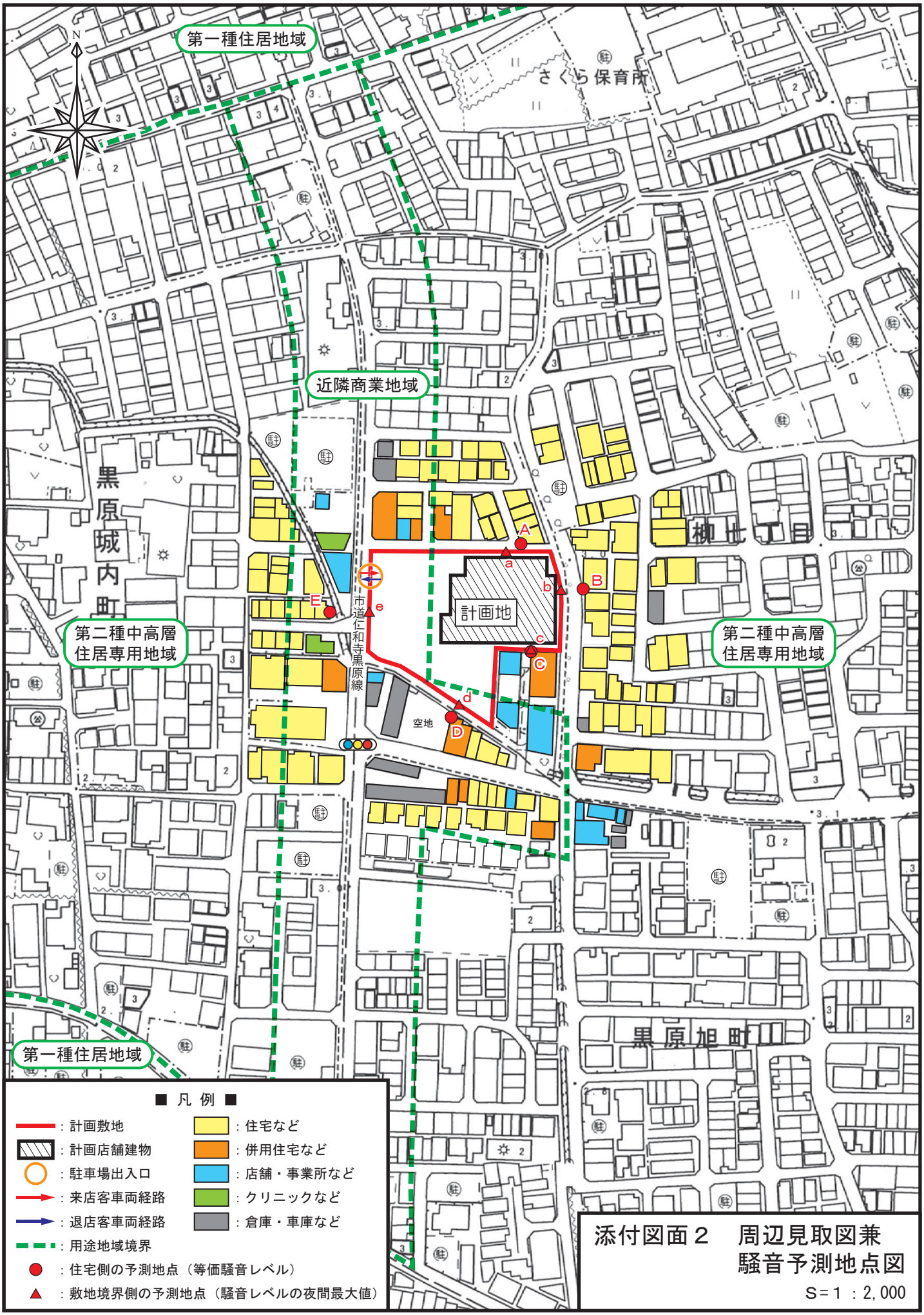
4) 廃棄物等の保管場所の構造等

保管場所	施設等の寸法 (幅×奥行×高さ(m)) (面積(㎡)) (容積(㎥))	実保管容量 (幅×奥行×高さ(m)) (面積(㎡)) (容積(㎥))	保管場所の構造	臭気対策等	図面上の位置
①-A (紙製廃棄物等)	1.0×1.7×2.6 1.7 4.4	1.0×1.7×1.5 1.7 2.6	屋内施設	悪臭の発生するおそれがある廃棄物はビニール等で密閉保管 毎日清掃	添付図面3､5
①-B (プラスチック製廃棄物等)	1.0×1.7×2.6 1.7 4.4	1.0×1.7×1.5 1.7 2.6			
廃棄物 保管施設①計	(面積) 3.4 (容量) 8.8	(面積) 3.4 (容量) 5.2			
②-C (金属製廃棄物等)	0.3×0.6×2.6 0.2 0.5	0.3×0.6×1.0 0.2 0.2	屋内密閉型施設		
②-D (ガラス製廃棄物等)	0.3×0.6×2.6 0.2 0.5	0.3×0.6×1.0 0.2 0.2			
②-E (生ごみ等)	0.3×1.0×2.6 0.3 0.8	0.3×1.0×1.5 0.3 0.5			
②-F (その他の可燃性廃棄物等)	0.3×0.6×2.6 0.2 0.5	0.3×0.6×1.5 0.2 0.3			
廃棄物 保管施設②計	(面積) 0.9 (容量) 2.3	(面積) 0.9 (容量) 1.2			
合計	(面積) 4.3 (容量) 11.1	(面積) 4.3 (容量) 6.4	－	－	－

5) その他の特記事項

併設施設はありません。


計画地
1 km
萱島駅からの距離：約1,750m
添付図面１　広域見取図
S＝1：15,000
摂津市
寝屋川市
守口市
門真市
大阪国際大・短大部
萱島駅
京阪本線
鳥飼仁和寺大橋
仁和寺本町
仁和寺本町北
仁和寺本町7
仁和寺
仁和寺点野
金田町
金田町2
金田町4
金田町5
黒原
黒原新町
黒原城内町
黒原旭町
黒原橋町
高柳
高柳栄町
葛原
葛原新町
葛原新町
池田新町
池田西町
池田旭町
池田本町
池田中町
池田新町
対馬江西町
対馬江東町
春日町
宝町
新宝町
点野
点野小
新橋東
第八中
西寝屋川高
第二中
第九中
第五中
西小
桜小
啓明小
和光小
金田小
佐太小
成美小
神田
梶小
梶中
よつば小
藤田小
古川橋小
大久保中
大久保町
上神田
中神田町
東神田町
御幸西町
御幸東町
朝日町
東町
下神田町
萱島
萱島信和町
萱島桜園町
萱島本町
門真みらい小
浜町
石原町
大倉町
藤田町
常称寺町
新古川橋
宮野町
大和田駅
佐太中町
佐太東町
ジャカータウン
庭窪中前
金田門真停車場線
北丈日竜田線
枚方交野寝屋川線
八尾茨木線
高速守口線
来迎寺
津嶋部神社
金光寺
妙円寺
石津元町
菅原神社前
京都守口線
池田新町
鳥飼下
鳥飼中
鳥飼中1丁目
淀川
淀川河川公園
料金所
成美町
大利元町
大利町
長栄寺町
池田南町
池田旭町
清水町
宮西橋
中神田町
萱島駅
萱島本町
萱島桜園町
萱島信和町
朝日町
東町
下神田町
萱島
萱島駅
萱島本町
萱島桜園町
萱島信和町
京阪本線



添付図面２　周辺見取図兼
騒音予測地点図

S＝1 ：2,000

N



お 願 い

・駐停車中は必ずエンジンを切りましょう
・ドアの開閉は静かに行いましょう
・駐車場内でのｸﾗｸｼｮﾝ・空ぶかしはご遠慮ください

●の箇所に配置

＜駐輪場・自動二輪車置場標示サイン例＞



※サインの壁面貼付又は路面標示又は路面設置により、各駐輪・駐車場所を明示します。

＜設置看板例＞

①【内面】



【外面】



②【外面】



③【南面】



④【北面】



駐車場：40台
（全体収容台数67台、
うち、小売店舗用40台、
従業員用27台）

駐輪場：35台
（全体収容台数38台、
うち、小売店舗用35台、
従業員用3台）

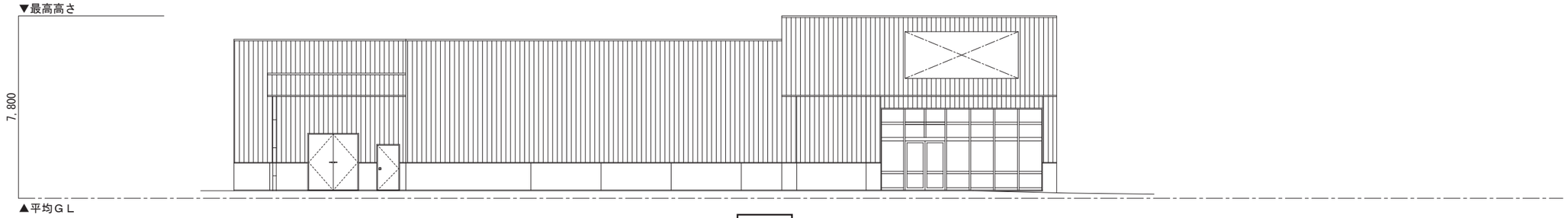
自動二輪車置き場：2台

■ 凡 例 ■

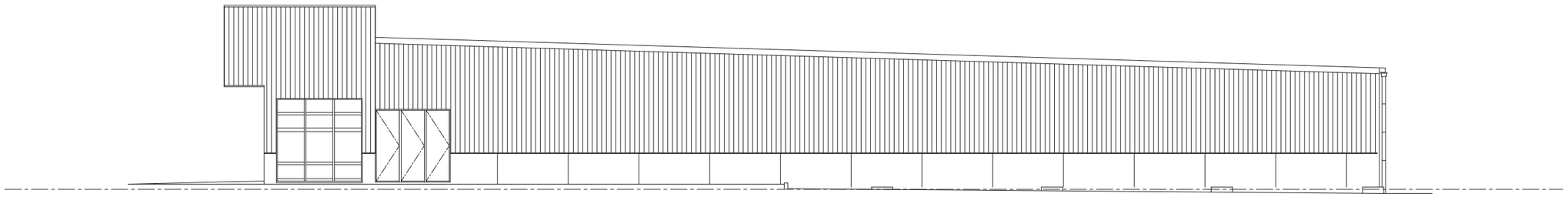
- ：敷地境界線
- ：売場部分
- ：荷さばき施設
- ：廃棄物保管施設
- ：駐輪場
- ：自動二輪車置き場
- ：場内歩道
- ：緑地
- ：駐車場出入口
- ：搬出入等車両出入口
- ：歩行者･自転車用出入口
- ：店舗入口
- ：来店客車両経路
- ：退店客車両経路
- ：搬出入等車両経路
- ：歩行者動線
- ：看板設置予定位置
- ：交通整理員配置予定位置（繁忙時）
- ：交通整理員配置予定位置（営業時間中の搬入時）

添付図面３　建物配置図兼平面図

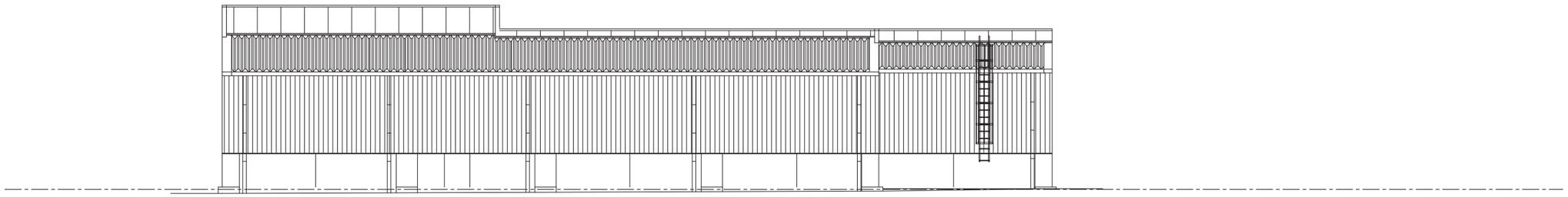
S=1：500



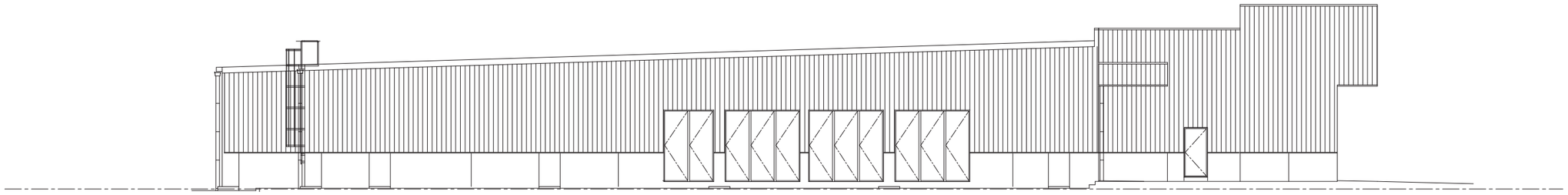
西面



南面



東面

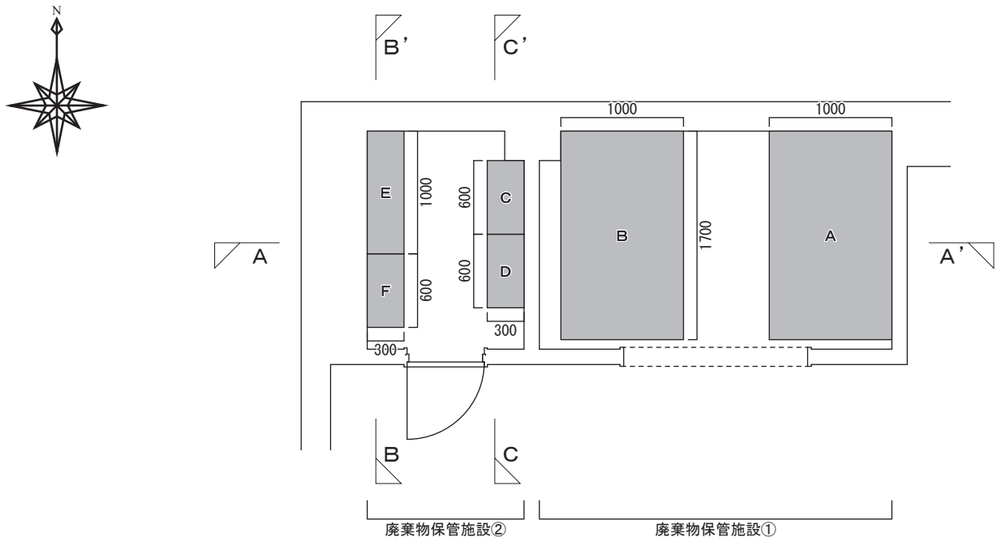


北面

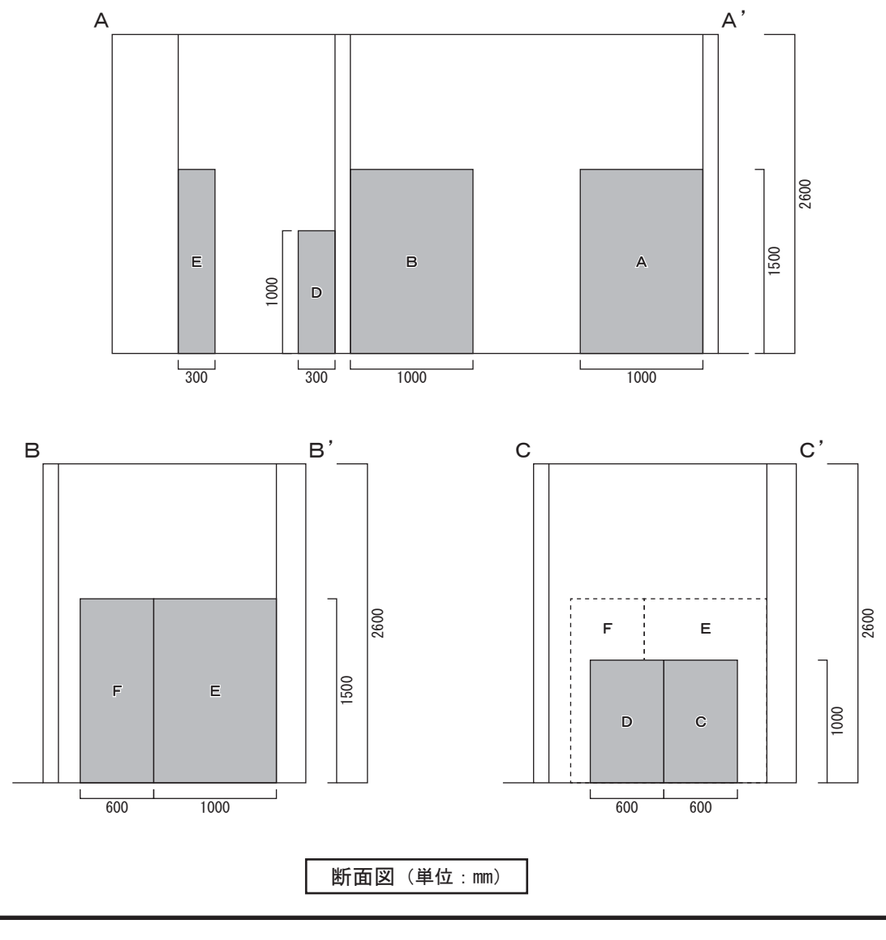
※ 当該立面図は店舗外観のイメージを示すものであり、詳細は変更になることがあります。

添付図面４　建物立面図

S=１：２００



平面図（単位：mm）



断面図（単位：mm）

■廃棄物保管施設計画

（端数処理：四捨五入）

廃棄物種別	店舗面積　：　S		１日当たりの廃棄物等の排出予測量：A（＝指針原単位×S）	平均保管日数：B	見かけ比重：C（t／㎥）	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	1.212 千㎡	（ 0.252 t ）	1.0 日	0.10	2.5 ㎥
	6,000㎡超の部分	―	―			
			計 0.252 t			
金属製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	1.212 千㎡	（ 0.008 t ）	1.0 日	0.10	0.1 ㎥
	6,000㎡超の部分	―	―			
			計 0.008 t			
ガラス製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	1.212 千㎡	（ 0.007 t ）	1.0 日	0.10	0.1 ㎥
	6,000㎡超の部分	―	―			
			計 0.007 t			
プラスチック製廃棄物等	6,000㎡以下の部分	1.212 千㎡	（ 0.024 t ）	1.0 日	0.01	2.4 ㎥
	6,000㎡超の部分	―	―			
			計 0.024 t			
生ごみ等	6,000㎡以下の部分	1.212 千㎡	（ 0.205 t ）	1.0 日	0.55	0.4 ㎥
	6,000㎡超の部分	―	―			
			計 0.205 t			
その他の可燃性廃棄物等	1.212 千㎡		0.065 t	1.0 日	0.38	0.2 ㎥
				合　計		5.7 ㎥

■廃棄物等の排出量等の予測【指針による場合】

（端数処理：四捨五入）

廃棄物種別			床面積(㎡)	高さ(m)		容量(㎥)		必要保管容量(㎥)
				施設	実保管	施設	実保管	
①	A	紙製廃棄物等	1.0m×1.7m＝ 1.7	2.6	1.5	4.4	2.6	2.5
	B	プラスチック製廃棄物等	1.0m×1.7m＝ 1.7			4.4	2.6	2.4
②	C	金属製廃棄物等	0.3m×0.6m≒ 0.2		1.0	0.5	0.2	0.1
	D	ガラス製廃棄物等	0.3m×0.6m≒ 0.2			0.5	0.2	0.1
	E	生ごみ等	0.3m×1.0m＝ 0.3		1.5	0.8	0.5	0.4
	F	その他の可燃性廃棄物等	0.3m×0.6m≒ 0.2			0.5	0.3	0.2
廃棄物保管施設①　計			3.4	―	―	8.8	5.2	―
廃棄物保管施設②　計			0.9	―	―	2.3	1.2	―
廃棄物保管施設　合計			4.3	―	―	11.1	6.4	5.7

添付図面５　廃棄物保管施設詳細図

S=１：５０